

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 10 号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成 12 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「別表第 3」の次に「、別表第 3 の 2 及び別表第 3 の 3」を加える。

別表第 3 の 1 の項を次のように改める。

1 建築基準法 第 6 条第 1 項 又は同法第 18 条第 2 項（こ れらの規定を 建築基準法第 87 条第 1 項に おいて準用す る場合を含む。 ）に規定する 確認の申請 又は通知	申請又は通知に係る床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ次に定める金額（当 該申請又は通知に係る計画が建築基準 法第 86 条の 8 第 1 項の認定若しくは同 条第 3 項（同法第 87 条の 2 第 2 項にお いて準用する場合を含む。）の変更の認 定又は同法第 87 条の 2 第 1 項の認定を 受けた計画（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 23 第 1 項第 1 号イの規定により国土交通大臣 が指定した図書が除かれた場合の既存 の一の建築物の増築等をする部分以外 の部分に係る計画を除く。）の場合にあ っては、当該手数料の金額の 10 分の 1 に相当する金額）。ただし、建築物のエ ネルギー消費性能の向上等に関する法 律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに 掲げる基準に適合するかどうかの審査 をする場合にあっては、一の建築物に
---	--

		つき別表第3の2に掲げる建物種別に 係る区分に応じ、それぞれ金額欄に定 める金額を加算した金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以 内のもの 15,000円（当該申請等に 係る建築物が建築基準法施行令（昭 和25年政令第338号）第10条第1号、 第3号又は第4号に掲げる建築物で ある場合（以下この表において「確認 の特例の場合」という。）にあつては、 12,000円） (2) 床面積の合計が30平方メートルを 超え100平方メートル以内のもの 25,000円（確認の特例の場合にあつ ては、20,000円） (3) 床面積の合計が100平方メートル を超え200平方メートル以内のもの 37,000円（確認の特例の場合にあつ ては、29,000円） (4) 床面積の合計が200平方メートル を超え500平方メートル以内のもの 61,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートル を超え1,000平方メートル以内のも の 82,000円 (6) 床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メートル以内の もの 112,000円 (7) 床面積の合計が2,000平方メー
--	--	---

		ルを超え10,000平方メートル以内のもの 340,000円
		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 560,000円
		(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1,000,000円

別表第3の2の項中「(昭和25年政令第338号)」を削り、「11,000円」を「17,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に改め、同表の3の項中「10,000円」を「15,000円」に、「1件につき5,000円」を「1件につき8,000円」に改め、同表の4の項及び4の2の項を次のように改める。

4 建築基準法 第7条第4項 又は同法第18 条第17項に規定する完了検査（中間検査合格証（同法第7条の3第5項又は同法第18条第21項に規定する中間検査合格証をいう。次項において同じ。）の交付を受けていない場合）		完了検査に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）である場合にあっては、一の建築物につき別表第3の3に掲げる建物種別に係る区分に応じ、それぞれ金額欄に定める金額を加算した金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 18,000円（当該検査に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この表において「検査の特例の場合」という。）
--	--	---

		にあつては、15,000円) (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 21,000円 (検査の特例の場合にあつては、18,000円) (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 29,000円 (検査の特例の場合にあつては、24,000円) (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 62,000円 (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 84,000円 (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 163,000円 (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 320,000円 (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 620,000円
4の2 建築基準法第7条第4項又は同法		完了検査に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向

第18条第17項
に規定する完了検査（中間
検査合格証の
交付を受けて
いる場合）

上等に関する法律第2条第1項第3号
の建築物エネルギー消費性能基準に適
合させなければならない建築物（建築
基準法第6条の4第1項第3号に掲げ
る建築物を除く。）である場合にあって
は、一の建築物につき別表第3の3に
掲げる建物種別に係る区分に応じ、そ
れぞれ金額欄に定める金額を加算した
金額

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以
内のもの 14,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを
超え100平方メートル以内のもの
17,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートル
を超え200平方メートル以内のもの
23,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートル
を超え500平方メートル以内のもの
32,000円
- (5) 床面積の合計が500平方メートル
を超え1,000平方メートル以内のも
の 49,000円
- (6) 床面積の合計が1,000平方メー
トルを超え2,000平方メートル以内の
もの 68,000円
- (7) 床面積の合計が2,000平方メー
トルを超え10,000平方メートル以内の
もの 150,000円

		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 250,000円
		(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 490,000円

別表第3の4の3の項中「12,000円」を「13,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「25,000円」を「26,000円」に、「39,000円」を「41,000円」に、「53,000円」を「56,000円」に、「120,000円」を「126,000円」に、「200,000円」を「210,000円」に、「380,000円」を「390,000円」に改め、同表の5の項中「15,000円」を「23,000円」に改め、同表の6の項中「11,000円」を「17,000円」に改め、同表の49の2の項及び49の3の項を次のように改める。

49の2 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律第11条第 1項又は第12 条第2項の規 定に基づく建 築物エネルギー 消費性能適 合性判定		建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあつては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次
--	--	--

項及び49の4の項において同じ。)

の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 37,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 41,000円

イ 当該計画に係る建築物について

基準省令第1条第1項第2号イ(1)

及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に

適合している旨の判定を申請し、

又は計画を通知する場合 次に掲

げる当該計画に係る1棟の建築物

の住宅部分の床面積の合計の区分

に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 28,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 31,000円

(2) 共同住宅の用途に供する一の建築

物を単位として判定を申請し、又は

計画を通知する場合 次に掲げる場

合の区分に応じ、それぞれ次に定め

る金額

ア 当該計画に係る建築物について

基準省令第1条第1項第2号イ(1)

及びロ(1)に適合している旨の判定

を申請し、又は計画を通知する場

合 次に掲げる当該計画に係る1

		棟の建築物の住宅部分の床面積の 合計の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メー トル以内のもの 74,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メー トルを超え2,000平方メート ル以内のもの 123,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メ ートルを超え5,000平方メー トル以内のもの 208,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メ ートルを超えるもの 299,00 0円 イ 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第2号イ(1) 及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に 適合している旨の判定を申請し、 又は計画を通知する場合 次に掲 げる当該計画に係る1棟の建築物 の住宅部分の床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メー トル以内のもの 55,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メー トルを超え2,000平方メート ル以内のもの 92,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メ ートルを超え5,000平方メー
--	--	---

		トル以内のもの 159,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 232,000円 (3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下この表及び別表第3の3において「工場等」という。）の用途に供する一の建築物を除く。）の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項、次項及び49の4の項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イ並びに次項(3)ア及びイ並びに49の4の項(3)ア及
--	--	--

びイにおいて同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 303,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 391,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 557,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 686,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 811,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 925,000円

イ 当該計画に係る建築物について
基準省令第1条第1項第1号ロに
適合している旨の判定を申請し、
又は計画を通知する場合 次に掲
げる当該計画に係る1棟の建築物

(工場等の用途に供する一の建築物を除く。)の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 93,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 118,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 155,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 251,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 328,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 394,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 462,000円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次

		に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 18,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 86,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 135,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 171,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 213,000円
49の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変		変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

更後の建築物 エネルギー消 費性能適合性 判定		ア 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第2号イ(1) 及びロ(1)に適合している旨の判定 を申請し、又は計画を通知する場 合 次に掲げる当該計画に係る1 棟の建築物の住宅部分の床面積の 合計の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) 床面積の合計が200平方メー トル以内のもの 21,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メー トルを超えるもの 23,000円 イ 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第2号イ(1) 及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に 適合している旨の判定を申請し、 又は計画を通知する場合 次に掲 げる当該計画に係る1棟の建築物 の住宅部分の床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が200平方メー トル以内のもの 17,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メー トルを超えるもの 18,000円 (2) 共同住宅の用途に供する一の建築 物を単位として判定を申請し、又は 計画を通知する場合 次に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ次に定め る金額
--	--	---

ア 当該計画に係る建築物について
基準省令第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(1)に適合している旨の判定
を申請し、又は計画を通知する場
合 次に掲げる当該計画に係る1
棟の建築物の住宅部分の床面積の
合計の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メー
トル以内のもの 42,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メー
トルを超え2,000平方メートル
以内のもの 72,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メ
ートルを超え5,000平方メート
ル以内のもの 128,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メ
ートルを超えるもの 192,000
円

イ 当該計画に係る建築物について
基準省令第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に
適合している旨の判定を申請し、
又は計画を通知する場合 次に掲
げる当該計画に係る1棟の建築物
の住宅部分の床面積の合計の区分
に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メー
トル以内のもの 33,000円

		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 57,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 104,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 159,000円
		(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物（工場等の用途に供する一の建築物を除く。）の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 126,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 160,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メ

		メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 210,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 322,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 411,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 491,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 569,000円 イ 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物（工場等の用途に供する一の建築物を除く。）の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 52,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 68,000円
--	--	---

		(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 92,000円
		(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 168,000円
		(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 232,000円
		(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 282,000円
		(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 338,000円
		ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円
		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 18,000円
		(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円
		(エ) 床面積の合計が2,000平方メ

		メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 86,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 135,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 171,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 213,000円
--	--	---

別表第3の49の3の項の次に次のように加える。

49の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付		軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の(1)ア(ア)及び(イ)に掲げる床面積の合
---	--	---

		計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 イ 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について前項の(1)イ(ア)及び(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (2) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の(2)ア(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 イ 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建
--	--	--

		建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の(2)イ(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物（工場等の用途に供する一の建築物を除く。）の非住宅部分の床面積の合計について、前項の(3)ア(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 イ 当該計画に係る建築物について 基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物（工場等の用途に供する一の建築物を除く。）の非住宅部分の床面積の合計について、前項の(3)イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額
--	--	---

		ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 合 当該計画に係る1棟の建築物 の非住宅部分の床面積の合計につ いて、前項の(3)ウ(ア)から(キ)ま でに掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ当該手数料の金額
--	--	--

別表第3の50の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額の欄(1)中「及びイ」を「、イ及びウ」に、「イに掲げる場合」を「イ及びウに掲げる場合」に改め、同欄(1)イ中「第10条第1項第2号イ(2)」を「第10条第2号イ(2)」に改め、同欄(1)イを同欄(1)ウとし、同欄(1)アの次に次のように加える。

イ 基準省令第10条第2号イ(1)及び ロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合 している一戸建ての住宅又は複合 建築物の住宅部分に係る認定を申 請する場合 次に掲げる当該申請 の対象である一戸建ての住宅又は 複合建築物の住宅部分の床面積の 合計の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) 床面積の合計が200平方メー トル以内のもの 28,000円(評 価機関審査を受けた場合に あっては、5,000円) (イ) 床面積の合計が200平方メー トルを超えるもの 31,000円 (評価機関審査を受けた場合 にあっては、5,000円)
--

別表第3の50の項金額の欄(2)中「及び(3)」を「、(3)及び(4)」に、「(3)の場合」を「(3)及び(4)の場合」に改め、同欄(4)中「第10条第1項第1号」を「第10条第1号」に、「1万平方

メートル」を「10,000 平方メートル」に、「2 万 5,000 平方メートル」を「25,000 平方メートル」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)中「第 10 条第 1 項第 2 号」を「第 10 条第 2 号」に改め、同欄(3)を同欄(4)とし、同欄(2)の次に次のように加える。

- | |
|---|
| <p>(3) 基準省令第10条第 2 号イ(1)及びロ
(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合して
いる共同住宅等の用途に供する建築
物又は複合建築物の住宅部分に係る
認定を申請する場合 当該申請の対
象である 1 棟の建築物の共同住宅等
又は複合建築物の住宅部分につい
て、アに定める金額にイに定める金
額を加えた金額（住戸以外の部分を
有さない建築物にあつては、アに定
める金額）</p> <p>ア 次に掲げる当該申請の対象であ
る共同住宅等又は複合建築物の住
宅部分の戸数の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸
以内のもの 55,000 円（評価
機関審査を受けた場合にあつ
ては、10,000 円）</p> <p>(イ) 住宅の戸数が 5 戸以上 15 戸
以内のもの 92,000 円（評価
機関審査を受けた場合にあつ
ては、22,000 円）</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が 16 戸以上 45 戸
以内のもの 159,000 円（評価
機関審査を受けた場合にあつ</p> |
|---|

	ては、49,000円)
(エ)	住宅の戸数が46戸以上のもの 232,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、 89,000円)
イ	次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ア)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 55,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、10,000円)
(イ)	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 92,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円)
(ウ)	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 159,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、49,000円)
(エ)	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 232,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、89,000円)

別表第3の51の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額の欄(2)中

「及びイ」を「、イ及びウ」に改め、同欄(2)ア中「イに掲げる場合」を「イ及びウに掲げる場合」に改め、同欄(2)イ中「第 10 条第 1 項第 2 号」を「第 10 条第 2 号」に改め、同欄(2)イを同欄(2)ウとし、同欄(2)アの次に次のように加える。

イ 基準省令第10条第 2 号イ(1)及び ロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合 している一戸建ての住宅又は複合 建築物の住宅部分に係る変更認定 を申請する場合 次に掲げる当該 申請の対象である一戸建ての住宅 又は複合建築物の住宅部分の床面 積の合計の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額
(ア) 床面積の合計が200平方メー トル以内のもの 17,000円(評 価機関審査を受けた場合に あっては、6,000円)
(イ) 床面積の合計が200平方メー トルを超えるもの 18,000円 (評価機関審査を受けた場合 にあっては、6,000円)

別表第 3 の 51 の項金額の欄(3)中「及び(4)」を「、(4)及び(5)」に、「(4)の場合」を「(4)及び(5)の場合」に改め、同欄(6)中「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に、「備考第 7 項第 3 号及び第 4 号」を「備考第 10 項第 3 号及び第 4 号」に改め、同欄(6)を同欄(7)とし、同欄(5)中「第 10 条第 1 項第 1 号」を「第 10 条第 1 号」に、「1 万平方メートル」を「10,000 平方メートル」に、「2 万 5,000 平方メートル」を「25,000 平方メートル」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、同欄(4)中「第 10 条第 1 項第 2 号」を「第 10 条第 2 号」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)の次に次のように加える。

(4) 基準省令第10条第 2 号イ(1)及びロ (2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合して
--

いる共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請の対象である1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

（ア） 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 33,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）

（イ） 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 57,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、23,000円）

（ウ） 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 104,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、51,000円）

（エ） 住宅の戸数が46戸以上のもの 159,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、93,000円）

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 33,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 57,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、23,000円）

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 104,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、51,000円）

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 159,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、93,000円）

別表第3の52の項を削る。

別表第3備考第8項第1号中「区分の欄」を「金額の欄」に、「(5)」を「(6)」に改め、同項第2号中「区分の欄」を「金額の欄」に、「又は(4)に規定する金額と(5)」を「(4)又は(5)に規定する金額と(6)」に改め、同項第3号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項第4号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表備考第11項とする。

別表第3備考第7項第1号中「区分の欄」を「金額の欄」に、「(4)」を「(5)」に改め、同項第2号中「区分の欄」を「金額の欄」に、「又は(3)に規定する金額に(4)」を「、(3)又は(4)に規定する金額に(5)」に改め、同項第3号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表備考第10項とする。

別表第3備考第6項の次に次の2項を加える。

7 49の2の項に規定する判定の申請に係る手数料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める取扱いによるものとする。

- (1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 それぞれの部分につき、49の2の項の金額の欄(1)及び(3)に規定する金額を合計した金額とする。
- (2) 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 それぞれの部分につき、49の2の項の金額の欄(2)及び(3)に規定する金額を合計した金額とする。

8 49の3の項に規定する判定の申請に係る手数料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める取扱いによるものとする。

- (1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 それぞれの部分につき、49の3の項の金額の欄(1)及び(3)に規定する金額を合計した金額とする。
- (2) 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 それぞれの部分につき、49の3の項の金額の欄(2)及び(3)に規定する金額を合計した金額とする。

別表第3備考第9項を次のように改める。

9 49の4の項に規定する書面の交付に係る手数料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める取扱いによるものとする。

- (1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合 それぞれの部分につき、49の4の項の金額の欄(1)及び(3)に規定する金額を合計した金額とする。
- (2) 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物

を単位として書面を交付する場合 それぞれの部分につき、49 の 4 の項の金額の欄(2)及び(3)に規定する金額を合計した金額とする。

別表第 3 の次に次の 2 表を加える。

別表第 3 の 2

建物種別	区分	金額
一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1 件につき 14, 000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1 件につき 16, 000円
共同住宅	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき 26, 000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	1 件につき 40, 000円
	床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	1 件につき 62, 000円
	床面積の合計が5, 000平方メートルを超えるもの	1 件につき 81, 000円

別表第 3 の 3

建物種別	区分	金額
(1) (2)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき 19, 000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの	1 件につき 24, 000円
	床面積の合計が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	1 件につき 32, 000円

	トル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 51,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 66,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件につき 79,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 93,000円
(2) 工場等の用途に供する一の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき 3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 4,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 6,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 18,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 28,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件につき 35,000円

	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 43,000円
--	---------------------------	----------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。